

JAB RL230:2019 第5版(案) に対するパブリックコメント及び処置

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	K.Hashimoto	3	12-	G	第4版にあった APLAC の文書が削除されていますが APAC のものを関連文書に含めるべきではないでしょうか？	「APAC MRA-001 Procedures for Establishing and Maintaining Mutual Recognition Amongst APAC Accreditation Bodies」等に変更	<p>回答案：△</p> <p>ご提案に基づいて、関連文書を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「APLAC MR001 Procedures for establishing and maintaining the APLAC mutual recognition arrangements amongst accreditation bodies」を「APAC MRA-001 Procedures for Establishing and Maintaining Mutual Recognition Amongst APAC Accreditation Bodies」に変更する。</li> <li>一方、「APLAC MR002 APLAC mutual recognition arrangement」及び「APLAC TC008 APLAC Requirements and Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer」は、JAB RL230には不要と判断し、原案通りに削除する。</li> </ul>
2	後藤哲久	5.2(3)		G	「他法人所属試験所との試験所間比較ができない場合に限る」とあるが、「できない場合」をどこまで厳	<p>試験所間比較を受ける履き優先順位を付して列記し明確化を計ってはいかがでしょうか。</p> <p>1. ISO/IEC 17043 の認定を受け</p>	<p>回答案：△</p> <p>ご提案を一部見直して、5.2を見直す。</p> <p>(1) ISO/IEC 17043 の認定を受けた機関の供給する技能試験。</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					密に求めるのか、この記載ではわかり難く、試験場どこまでの義務を負わせるのが不明確で、また審査員によって対応の違いが発生することが懸念される	<p>た期間の供給する技能試験。</p> <p>2. ISO/IEC 17043 に準拠する技能試験</p> <p>3. ISO/IEC 17043 に準拠して実施される、他法人所属の試験所を含んで行われる試験所間比較。注) 他法人の試験所は試験所間比較の内容に関して ISO/IEC 17025 認定を取得していることが望ましい。</p> <p>4. 自社内のみの複数の試験所で行われる試験所間比較。 注) 自社内のみで行う場合は、事前に 1～3 に該当する試験所間比較が無いことを調査し、その記録を残すこと。</p>	<p>(2) <del>ISO/IEC 17043 に準拠する技能試験。</del> ISO/IEC 17043 認定を受けている技能試験提供者が認定範囲外で提供する技能試験又は JAB が推奨する技能試験。</p> <p>(3) <del>ISO/IEC 17043 に準拠して実施される、他法人所属の試験所を含んで行われる試験所間比較。</del> 注：他法人の試験所は試験所間比較の内容に関して ISO/IEC 17025 認定を取得していることが望ましい。</p> <p>(4) 自社内のみの複数の試験所で行われる試験所間比較。 注：自社内のみで行う場合は、事前に上記 (1)～(3) に該当する技能試験又は試験所間比較が無いことを調査し、その記録を残すこと。</p>
3	筑紫 寛明	5.2(3)		T	「同一法人内の事業所間で実施する自主技能試験は、他法人所属試験所との試験所間比較ができない場合に限る。」とありますが、なにがしらかの制約（力量、認定取得、認知度等）が必要かと思えます。		<p>回答案：×</p> <p>同一法人内の試験所間比較は、最も低い優先順位として採用しています。そこで、同一法人内の事業所間で実施する自主技能試験に参加する試験所については、力量、認定取得、認知度等の制約を規定しません。</p> <p>なお、注 2 には試験所が自主技能試験を実施するときに参考になる文書として JAB RL511</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
							を紹介しています。自主技能試験を実施する 機関には、この文書を参考にすることを推奨 します。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。